

新型コロナ関連奨学金 Q&A (2020 年 5 月 27 日改訂版)

＜「新型コロナウイルスの影響によるひとりの退学者も生まないための給付奨学金」(つながるたちばな奨学金) について＞

Q 1. 対象となる学業継続が困難となった者とは、具体的にはどのような者ですか？また、どのように判断するのですか？

A 1. 新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少により、貸与奨学金などを含めても、学費や通学費、下宿費用などが捻出できなくなった方を想定しています。出願書類で家計急変前後の収支状況を報告いただき、面接等により内容を確認の上、判断させていただきます。この奨学金の原資にはみなさんの学費も含まれています。より困難な方を支援するという相手を思いやる気持ちを大切にしたいと考えていますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

Q 2. 対象となるのは、「新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少が『高等教育の修学支援新制度』家計急変事由に該当する者」ということですが、具体的にはどのような場合に対象となりますか？【対象を緩和しました】

A 2. 「高等教育の修学支援新制度」家計急変に準じた運用をしていますので、日本学生支援機構の基準に準じ、新型コロナウイルス感染症の影響を事由として公的支援を受けている方が対象となります。本学HP「新型コロナウイルスの影響によるひとりの退学者も生まないための給付奨学金について」の「高等教育の修学支援新制度」家計急変事由に想定される公的支援の例を挙げています。また、日本学生支援機構の新型コロナウイルス感染症による家計急変「事由発生に関する証明書類」に関するQ&Aのリンクも貼っています。詳細は、これらの内容を確認してください。

なお、「高等教育の修学支援新制度」家計急変事由に想定される公的支援は自営業を対象としたものが多いので、勤務先等から新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少があったことの証明書をもらえる方も対象とすることにしました。収入減少前後各1か月の給与明細と勤務先の公印が押印された「新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少があったことの証明書」の提出があればお願いいただけます。

Q 3. 対象となる「学業継続が困難」には下宿代が払えない等も含まれますか？

A 3. はい、含まれます。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少により、貸与奨学金などを含めても、捻出できなくなった方を想定しています。貸与奨学金により、下宿代が払える場合は対象となりません。この奨学金の原資にはみなさんの学費も含まれています。より困難な方を支援するという相手を思いやる気持ちを大切にしたいと考えていますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

Q 4. 高等教育修学支援新制度とはどんなものですか？

A 4. 高等教育の修学支援新制度は、2020 年 4 月から始まった国の制度で、毎年度前期(4 月)と後期(10 月)に募集されます。給付奨学金(自宅通学の場合：最大 42,500 円/月、自宅外通学の場合：最大 75,800 円/月)と授業料等減免(授業料減免最大 35 万円/半年、入学金減免※最大 26 万円)で最も大きな支援が受けられるものです。2020 年 5 月 18 日まで前期の募集を受け付けています。
つながるたちばな奨学金もしくは「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』申請にあたり新

規申請をしたい方については、特別に申請期間を延長して受け付けます（6月15日申請書類郵送必着）。ご希望の方は、学生支援課つながるたちばな奨学金係<studentc@tachibana-u.ac.jp>または学生支援緊急給付金係<kinkyukyufu@tachibana-u.ac.jp>まで至急メールでご連絡ください。また、今年度も後期募集が行われます。学業基準等もありますが、まずはこの制度に申し込みをするようにしてください。この制度の詳細は、文部科学省および日本学生支援機構のHPでも確認いただけます。

※ 入学金の減免は、入学月分から支援を受けられる学生が対象です。2020年度については、2020年4月入学者のうち、2020年前期中に採用となった方のみが対象です。後期募集の出願では入学金免除の対象とはなりませんのでご注意ください。

Q5. 高等教育修学支援新制度を申し込んでいませんが、今からでも間に合いますか？

A5. 2020年5月18日まで前期の募集を受け付けています。つながるたちばな奨学金もしくは「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』申請にあたり新規申請をしたい方については、特別に申請期間を延長して受け付けます（6月15日申請書類郵送必着）。ご希望の方は、学生支援課つながるたちばな奨学金係<studentc@tachibana-u.ac.jp>または学生支援緊急給付金係<kinkyukyufu@tachibana-u.ac.jp>まで至急メールでご連絡ください。また、今年度も後期募集が行われます。また、家計急変による申し込みは、家計急変後3か月以内であれば随時受付しています。なお、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、2020年6月末まで「重点支援期間」として設定され、2回生以上の学生等について、2019年1月～2020年3月に家計急変した学生等の場合も受付可能となっています。この期間に家計が急変した方は、日本学生支援機構のHP等を確認の上、申し込みを検討してください。

Q6. 日本学生支援機構の貸与型奨学金を受給（申請中含む）していることが条件となっていますが、貸与奨学金は借金なので申し込みしたくありません。貸与奨学金の申し込みをせずに「新型コロナウイルスの影響によるひとりの退学者も生まないための給付奨学金」をもらうことはできませんか？【対象を緩和しました】

A6. この奨学金は、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少により、貸与奨学金などを含めても、学費や通学費、下宿費用などが捻出できなくなった方を想定しています。~~ですので、受給可能なのに受給しない場合は対象外となります。~~諸事情により貸与奨学金を申請・受給できない方についても対象としますが、給付額を減額させていただきます。給付奨学金のみをご希望の場合は、後期に募集される「京都橘大学経済援助給付奨学金」等のご利用をご検討ください。

Q7. 高等教育修学支援新制度の対象者となったため、日本学生支援機構の第一種奨学金の貸与ができなくなりました（貸与額が0円になりました）。「新型コロナウイルスの影響によるひとりの退学者も生まないための給付奨学金」の対象者となりますか？

A7. 貸与額が0円というだけで、貸与中ではありますので対象となります。ただし、この奨学金は、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少により、貸与奨学金などを含めても、学費や通学費、下宿費用などが捻出できなくなった方を想定していますので、日本学生支援機構の第二種奨学金の貸与を受けていないのであれば、まずは第二種奨学金を受給することで対応できないかをご検討ください。

Q 8. 募集定員はありますか？

A 8. 定員は定めておりません。ただし、選考をしますので、応募者全員が採用されるわけではありません。

Q 9. 申請すれば、必ず給付されるのですか？

A 9. 選考をしますので、応募者全員が採用されるわけではありません。

Q 10. 授業料および教育充実費の合計相当額（半期分）以内であれば希望した通りの額が受給できるのでしょうか。

A 10. 出願書類で家計急変前後の収支状況を報告いただき、面接等により内容を確認の上、判断させていただきますので、必ずしも希望した通りの額が受給できるわけではありません。この奨学金の原資にはみなさんの学費も含まれています。より困難な方を支援するという相手を思いやる気持ちを大切にしたいと考えていますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

Q 11. 「2020 年度後期については、経済的事情および修学意欲等を踏まえて受給を継続することがあります。」とのことですが、基準はあるのですか？

A 11. 新型コロナウイルスの影響による収入減少がいつまで続くのかが不透明な状況ですので、現時点では未定です。ただし、社会情勢を踏まえ、後期の継続受給や追加募集も検討します。

Q 12. 選考方法にある修学意欲はどうやって判定されるのですか。

A 12. これまでの単位修得状況や出願書類・面接（Teams 利用等）等により総合的に判断させていただきます。

Q 13. 面接が必要となった時、家に PC 等がない場合はどうすればいいですか？

A 13. オンラインでの面接が難しい場合は、電話による面接を行う予定ですのでご安心ください。

Q 14. 京都橘大学経済援助給付奨学金との併給は出来ますか？

A 14. できません。

Q 15. 京都橘大学緊急就学援助奨学金、京都橘大学経済援助給付奨学金、京都橘大学貸与奨学金の併給はできますか？

A 15. 同一年度での併給はできません。過去に受給したことがある方については、「併給」とはなりませんので受給可能です。

<「新型コロナウイルス対応等貸与奨学金」「新型コロナウイルス対応等短期貸付金」について>

Q 16. 新型コロナウイルス対応等貸与奨学金について、対象は「高等教育の修学支援新制度の申請をしている者（申請時点で選考済の学生を除く）」となっていますが、具体的にはどのような学生が対象ですか？

A 16. 高等学校等からの予約採用者のうち 5 月までに給付奨学金の振込がなかった方、4 月以降に在

学採用で高等教育の修学支援新制度を申請した方が対象です。在学予約申請者のうち、支援対象外となった方については「選考済」となりますので対象外となります。

Q 1 7. 新型コロナウイルス対応等貸与奨学金について、対象は「高等教育の修学支援新制度の申請をしている者（申請時点で選考済の学生を除く）」とありますが、自分の選考状態がわかりません。

A 1 7. 高等学校等からの予約採用者については、5月までに給付奨学金の振込があった方が「選考済」となります。昨年度に在学予約をした方については、マイナンバー提出書の未提出・不備等により、正常に選考処理が完了できなかった方以外は全員選考済です。該当者には、4月21日にポータル配信でお知らせしています。2020年度に入ってから申請した方については、全員未選考です。

Q 1 8. 新型コロナウイルス対応等貸与奨学金について、なぜ「高等教育の修学支援新制度の申請をしている者（申請時点で選考済の学生を除く）」のみが対象なのでしょう。

A 1 8. この奨学金は「高等教育の修学支援新制度」の給付奨学金が受給されるまでの間の臨時対応として創設しました。「高等教育の修学支援新制度」の給付奨学金により6か月後には一括返還できると想定し、対象者全員に不備なく書類提出された3日後（土日祝除く）に奨学金を交付することになっています。既に採用されている方については、給付奨学金の振込が始まっているため対象外としています。また、在学予約申請で支援対象外となった方については、6か月後に一括返還する原資（給付奨学金）がない可能性がありますので、この制度は対象外とさせていただきます。より困難な方を支援するという相手を思いやる気持ちを大切にしたいと考えていますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

Q 1 9. 「高等教育の修学支援新制度」の（家計急変）申請者とは、どのようなものですか？通常申込と何が違うのですか？

A 1 9. 通常申込と家計急変では家計基準の収入確認の内容が異なります。通常申込では、あなたと生計維持者の収入や資産を確認して支援対象かどうかが決まります。収入については、マイナンバーを利用し、家計基準を審査しますので、前期申請時には、前々年度の収入状況により審査されます。また、年に1回、マイナンバーにより家計状況を確認し、支援区分の見直しが行われます。一方、予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税情報に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込みにより要件を満たすことが確認できれば給付奨学金の支援対象となります。この急変後の所得の見込みにより要件を確認することを家計急変としています。この場合、所得の見込みにより家計条件を確認しますので、3か月毎（提出した給与明細等の証明書が12か月分以上となった後は1年毎）に支援区分の見直しが行われます。なお、通常申込は毎年度前期（4月）と後期（10月）に募集されますが、家計急変申し込みは家計急変後3か月以内であれば随時申し込み可能です。

Q 2 0. 新型コロナウイルス対応等貸与奨学金について、「高等教育の修学支援新制度」の通常申込をしたのですが、メール内容の④高等教育の修学支援新制度スカラネット入力日が分かりません。教えてくださいませんか？

A 2 0. スカラネット入力日がわからないのであれば、4月上旬などおおよその日程で構いませんのでお知らせください。どうしても思い出せない方は、そのようにお知らせください。

Q 2 1. 新型コロナウイルス対応等貸与奨学金について、これから「高等教育の修学支援新制度」(家計急変)の申請をするのですが、同時申し込みが可能ですか？

A 2 1. 「高等教育の修学支援新制度」(家計急変)について、現時点で家計急変に当てはまるのであれば、2020 年 6 月末までが重点支援期間と設定されていますので、早急に家計急変の申請手続きを進めてください。同時申し込みも可能です。

Q 2 2. 新型コロナウイルス対応等貸与奨学金について、その他の学内奨学金との併用はできますか？

A 2 2. はい、できます。

Q 2 3. 新型コロナウイルス対応等貸与奨学金について、申請から交付までだいたいどのくらいの期間がかかりますか？

A 2 3. 不備なく書類提出された 3 日後(土日祝除く)に奨学金を交付することになっています。

Q 2 4. 申請書類郵送後、貸与決定されたかどうかはどうやってわかりますか？

A 2 4. 申請書類が不備なく提出された方には全員に貸与します。貸与できない方については、申請書類を配信しません。

Q 2 5. 新型コロナウイルス対応等貸与奨学金について、返還方法の大学発行納付書は、いつどうやってもらえますか？

A 2 5. 奨学金交付後に奨学金振込口座名義人(学生本人または大学に登録している保証人)宛に郵送します。

Q 2 6. 新型コロナウイルス対応等貸与奨学金について、返済の方法はどのようになりますか？

A 2 6. 大学発行納付書による一括振込とします。

Q 2 7. 新型コロナウイルス対応等貸与奨学金や貸付金について、分割返済は可能ですか？

A 2 7. 一括返済のみとなります。

Q 2 8. 返還はいつまでにすればいいですか？

A 2 8. 貸与・貸付期間内に一括返還してください。

Q 2 9. 返還できなかったらどうなりますか？

A 2 9. 返還期限内の返還が厳しくなった際には学生支援課にご相談ください。

Q 3 0. 新型コロナウイルス対応等短期貸付金について、経理課窓口での交付は事前申請制ということですが、どのように申請すればよいですか？

A 3 0. 出願書類(借用書)に貸付金受領方法を選択する欄がありますので、「経理課窓口」を選択してください。書類受領後、交付日程について学生支援課より連絡させていただきます。

Q 3 1. 経理課窓口での交付を希望する時、問い合わせ先は学生支援課か経理課どちらになりますか？

A 3 1. まずは学生支援課にお問い合わせください。

Q 3 2. 貸付期間内に一括で返還するということがありますが、具体的にはどのようにすればよいですか？

A 3 2. 社会情勢にもよりますが、原則として経理課窓口での一括返還を想定しています。振込での返還を希望する方は学生支援課へご相談ください。

Q 3 3. 新型コロナウイルス対応等短期貸付金について、通常の短期貸付との併給は可能ですか？

A 3 3. できません。

Q 3 4. 新型コロナウイルス対応等短期貸付金について、借りられるのは一人1回ですか？

A 3 4. はい。1回のみです。

Q 3 5. 新型コロナウイルス対応等短期貸付金について、新型コロナウイルス対応等貸与奨学金と併用できますか？

A 3 5. はい、できます。ただし、どちらも貸与（貸付）期間は6か月と短いので、借りすぎにご注意ください。

Q 3 6. 新型コロナウイルス対応等短期貸付金について、その他の学内奨学金との併用はできますか？

A 3 6. はい、できます。

<「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』について>

Q 3 7. 萩生田文部科学大臣が生活困窮の学生に10万円を給付する考えを表明しました。この給付により、給付奨学金額はなるのですか。

A 3 7. ~~現在は未定です。詳細が決まったら検討します。~~「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』申請との併給も可能です。併給にあたっての制限も設けていません。なお、「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』には大学毎に募集金額が決まっていますが、本学では、独自奨学金「つながるたちばな奨学金プラス」という時限的奨学金制度を設け、この給付金と同額の給付奨学金を対象者全員（通信教育課程を除く）に支給します。「つながるたちばな奨学金プラス」については、「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』申請者を対象とし自動的に選考しますので、別途申請する必要はありません。

Q 3 8. 申請要項にある支給対象者の要件(基準)の1)をすべて満たさないと申請できないのですか。

A 3 8. いいえ。すべての条件を満たしていなくても申請できます。経済的に困っている方は、申請してください。

Q 3 9. 高等教育の修学支援新制度や日本学生支援機構の貸与奨学金の応募基準を満たさないと、申請できないのですか。

A 3 9. いいえ。また、外国人留学生や基準単位不足、留年生など何らかの事情で応募できない方も申請できます。

Q 4 0. 通学制だけでなく、通信教育課程の学生も対象となるのですか。

A 4 0. 支給対象です。ただし、「つながるたちばな奨学金プラス」については、予算の関係上、適用されない場合があります。

Q 4 1. 申請書類のうち任意の書類や提出可能な書類を提出しないと、選考において不利になりますか。

A 4 1. まったく心配ありません。「学生支援緊急給付金申請書」の「3. 申し送り事項」欄に経済的に困窮していることをご記入ください。ただし、住民税非課税証明書が提出できる場合のみ 20 万円の支給対象となりますので、ご注意ください。

Q 4 2. 本学独自奨学金「つながるたちばな奨学金プラス」は、『学生支援緊急給付金』とは別に申請手続をする必要がありますか。

A 4 2. 必要ありません。本学への割り当て額の関係により『学生支援緊急給付金』の選考に漏れた方全員を対象とします（通信教育課程を除く）。

<その他>

Q 4 3. 科目等履修生ですが、新型コロナウイルス感染症に関する独自奨学金に応募できますか？

A 4 3. できません。新型コロナウイルス感染症に関する独自奨学金はすべて通学制の正規の在学学生を対象としており、科目等履修生や研究生は対象としていません。

以上